

## 第2章 自然環境及び快適な生活環境の保全と創造

### 1 自然環境の保全

#### ① 保存樹木・保存樹林の指定

「都市の美観・風致を維持するための樹林の保存に関する法律」により、保存樹木及び保存樹林として指定し、その保存を図っています。

平成24(2012)年度における保存樹木・保存樹林の追加指定はありませんでした。

【保存樹木指定】 27か所、48本

【保存樹林指定】 18か所、5.8ha



保存樹木 片桐町のクロマツ

#### ② 緑化樹配布

地域の緑豊かなうるおいのある街づくりを進めるため、大阪府が育成した樹木を住民が協同して行う地域緑化に活用するために配布しています。

平成24(2012)年度の緑化樹配布数及び平成9(1997)年度からの合計は、次のとおりです。

※つる性植物を含む。

緑化樹配布集計

年度	高木		低木		どんぐりの苗木
	地域	公共	地域	公共	
22	45	0	0	0	0
23	206	0	0	0	0
24	97	0	0	0	0
平成9年からの合計	2,649	948	14,857	9,106	120

(単位：本)

#### ③ 野鳥や昆虫の生息、移動等に配慮した公園・緑地の整備促進

西河原公園は、従来からあった大木や竹藪、用水路を生かした公園で、野鳥も多く、ゲンジボタルが自然発生する環境整備にも留意しています。毎年6月上旬頃に、公園内でホタル鑑賞会を実施しています。平成10(1998)年に開設した耳原公園は、山の地形を変えることなく、耳原大池を含めここに生きる動植物の保護を考えています。耳原大池は、中の島があり、野鳥の楽園となり池の周りにデッキを設置しバードウォッチングが楽しめ、緑の林を歩けば山野草、野鳥、昆虫に出会うことができます。

・平成24(2012)年度ホタル鑑賞会(西河原公園)を実施しました。

【期間】平成24(2012)年6月8日～10日

#### ④ 緑のリサイクル

公園の樹木や街路樹等の剪定の際、発生する枝葉を平成6(1994)年度からチップ化し、雑草の抑制等緑化資材として活用しています。また、平成24(2012)年度から剪定枝の一部をバイオ燃料化しています。平成24(2012)年度の実績及び平成10(1998)年度からの合計は表のとおりです。

チップ・バイオ燃料化実績

年度	チップ (m <sup>3</sup> )	バイオ燃料 (t)
22	1,715	0
23	1,500	0
24	500	283.8
平成10年からの合計	13,166	283.8

## ⑤ 北摂山系や山麓一体の緑の保全

近年、山地部の開発事業により森林面積は微減していますが大きな変化は見られません。また、人工林率は大阪府下平均からみて低く、天然林が多く存在しています。

平成17(2005)年度から平成22(2010)年度の6か年の事業として、大阪府による自然環境保全治山事業を、泉原・上音羽・銭原地区等の府立自然公園及び保安林指定区域に導入し、森林整備や作業道、えん堤などの工事を実施しました。引き続き自然環境の保全や森林の持つ国土保全機能の向上に努めています。

## ⑥ 里山の森林や農地などの適正な保全と活用

### ア 里山の森林

高度経済成長期を経て、日本の燃料・資材は便利な化石燃料や安価な輸入材などが主流となり、過去、必需品であった薪炭や生活資材、農業資材を得るために管理されていた「里山」が今、手入れされなくなってきました。山間地域において、森林ボランティアグループによる森林整備が行われています。また、平成17(2005)年度から森林サポーター養成講座を開講し、森林ボランティアの育成に努めています。

これらを背景として、平成18(2006)年度には、森林ボランティアの養成と市民参加による自主的な里山保全を推進するための拠点施設として、旧春日丘高校泉原分校校舎を改修し、会議室・研修室・展示室や木工室等を備えた「里山センター」を整備しました。

### イ 農地（棚田）

農業従事者の高齢化や後継者不足等の理由により、農地（棚田）を保全していくことが困難な状況にあり、遊休地が増加している傾向にあります。遊休地が増加傾向にあることから、農家による利用集積や、市民農園開設により、都市住民の利用促進を図り、解消に努めています。

## ⑦ 農地やゴルフ場に対する化学肥料や農薬の適正使用

### ア 農家

農薬に対する消費者の意識が向上し、安全で安心な農作物を生産していく必要性が高まるとともに、土や水等の自然環境の保全に対しても考慮していく必要性が高まっています。

大阪府において、環境に配慮した農業者の支援を行うため、大阪府が基準を作成し、減農薬・減化学肥料栽培した農産物を「大阪エコ農産物」として認証する制度（平成24(2012)年度、府下3,853件認証）があります。本市においてもこの制度を活用し、茨木産のエコ農産物（平成24(2012)年度、市内166件認証）に「いばらきっ子」と愛称をつけるなど、減農薬・減化学肥料栽培の推進に取り組んでいます。

平成14(2002)年度末の「農薬法」の改正に伴い、無登録農薬の使用が禁止されるとともに、違法な販売・使用等に対する罰則が強化されています。また、平成18(2006)年5月の「食品衛生法」の改正により、残留農薬が一定量以上含まれる食品の販売が禁止となる「ポジティブリスト制度」が導入されたことから大阪府、JA茨木市とともに農薬の飛散防止・適正使用を呼びかけています。

### イ ゴルフ場

ゴルフ場の芝を管理するため、毎年、農薬を散布しているのが現状ですが、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指針基準」及び「大阪府ゴルフ場農薬適正使用等指導要綱」に基づいて、事業者には毎年農薬散布の使用計画と使用実績及び水質検査結果の報告を義務づけ、大阪府を通じて指導・取締りを行っています。

## 2 快適環境の創造

### (1) 都市緑化の推進

#### ① まちの緑化

「茨木市緑の基本計画」で中期目標（平成17(2005)年）と長期目標（平成37(2025)年）として、緑地の整備目標を定めており、目標値達成のため年次的に整備を進めています。

市街地における身近なみどりは、平成25(2013)年3月末現在、市民一人あたりの公園面積は、都市公園等で4.41㎡、児童遊園を加えると4.92㎡となっています。

#### ② 公園・緑地の整備、緑化の計画

本市で開設している都市公園等（都市計画公園、都市計画緑地、その他の公園・緑地）は199か所、面積122.03haで、児童遊園299か所、面積14.08haを加えると、公園・緑地などの合計は498か所、面積136.11haとなっています。

#### ③ 生垣緑化推進事業

「茨木市生垣緑化推進事業補助要綱」に基づき、生垣の設置等に対してその費用の一部を補助する制度です。平成7(1995)年度より実施しており、生垣延長実績計716.1mとなっています。

平成24(2012)年度生垣緑化延長は1件・17.5mでした。

#### ④ 寄贈樹木移植業務

本市に寄贈された樹木を公共施設に移植する事業を行っています。平成6(1994)年度から実施しており、移植実績は891本となっています。

#### ⑤ 花と緑の街角づくり推進事業

公園・児童遊園や公共性の高い民有地を含めた場所に自治会や地域の団体等が植樹・管理ができるよう、花苗の配布やポット貸付をする事業で、平成6(1994)年度から実施しています。

花と緑の街角づくり推進事業の実績表

年度	花壇を対象とする団体			空地を対象とする団体			フラワーポット貸出団体		
	団体数	委員数	規模(㎡)	団体数	委員数	規模(㎡)	団体数	委員数	規模(基)
22	33	456	356	22	347	355	76	999	1,155
23	33	461	351	23	354	359	80	1,044	1,155
24	34	460	350	23	359	359	83	1,085	1,199

#### ⑥ 市の木や花を用いた修景整備、街路整備等の推進事業

本市の花「バラ」を鑑賞するため若園公園にバラ園を設置するほか、西河原公園や、中央公園などにバラ花壇を設置しています。

#### ⑦ 茨木自然歩道の整備

北摂連山や竜王山等の豊かな自然の中で、澄んだ空気と土の香りに親しみ、また四季のうつり変わりを楽しんでいただけるよう、本市の山間部を東西に通じる東海自然歩道をはじめ、竜王山、武士(もののふ)、鉢伏、山脈(やまなみ)、キリシタン、北山の6ルート(全長44.9km)の茨木自然歩道を設けています。

## (2) 都市景観の保全と創造

### 【現状】

本市では、平成元(1989)年に「茨木市都市景観整備基本要綱」を制定し、平成2(1990)年には「茨木市都市景観整備計画」の策定を行いました。それにより、地域の特性に応じた景観形成の方針を示すとともに、市域全体で大規模な建築物等の届出を義務づけ、また、「都市景観整備地区」ではデザインマニュアルを用いた協議等により、市民・事業者とともに良好な景観を守り、育てていくための取り組みを行いました。

そして、本市はこれまで進めてきた景観行政の考え方を基に、美しいまちなみや良好な景観をつくり出し、より積極的に市の魅力や特性を活かすため、平成22(2010)年に「景観行政団体」となりました。

平成24(2012)年7月1日より、市民・事業者・行政が、将来の景観のあり方を考え、共有し、住み続けたいまちを未来へ継承していくための指針として、「茨木市景観計画」を策定するとともに「茨木市景観条例」を制定し、運用しています。

### 【講じた施策】

景観計画では、計画の対象となる区域を定め、良好な景観の形成に関する方針、建築物等の行為の制限に関する事項、また、景観形成上重要となる建造物や樹木を指定する場合の方針などを定めています。

市域全域を景観計画区域と定め、市街化調整区域の範囲を「みどり・田園景観区域」、市街化区域を「まちなみ景観区域」に区分し、景観形成の方針と行為の制限に関する事項を定めています。

なかでも、本市のシンボルと言える景観を有し、景観上重要な地区を「景観形成地区」として、地区の特性に応じた方針に基づいて良好な景観を誘導するため、規模に関わらず、全ての建築行為等を行う場合に届出を義務づけています。

良好な景観形成は、周辺との調和や配慮などが欠かせないことから、本市では、景観法に基づいた届出に先立ち、事前協議の場を設け、効果的に景観誘導を図っています。

### (3) 環境負荷に配慮した都市整備

#### 【現状】

宅地開発等の許可時に「開発指導要綱」や「細街路整備計画」等に基づき、適正な規制・誘導等を行い、快適な生活環境を確保するよう指導しています。

#### 【講じた施策】

##### ①「開発指導要綱」による規制等

宅地開発等の許可の際には、緑化空地や周辺空間の確保、公園の整備、一宅地規模の最低面積などを定めた「開発指導要綱」に基づき、良好な住環境を整備するよう指導を行っています。

##### ② 細街路整備事業

市街地の環境、安全性等の向上のため市内各所に道路幅員6.3mを基本とした「細街路整備計画」を策定し、開発行為等の土地利用時において計画に基づき整備・誘導を行い、ゆとりある都市空間の形成に努めています。

##### ③ 開発許可

平成24(2012)年度の開発許可件数は38件、細街路整備事業については、整備箇所は18か所、整備面積は約650㎡となっています。

### (4) 住環境の維持・増進

地域住民で良好な住環境を維持・保全されてきた地域や、土地区画整理事業等で面的整備された地域、一団の住宅地開発等では、それぞれの地域の特性を活かしながら、建築物の用途、形態等について総合的なルールを定める地区計画制度等を活用し、良好な住環境の形成及びその維持・増進を図っています。

なお、平成24(2012)年度末現在、32地区を地区計画決定しています。

### (5) 住民主体の地区環境整備の推進・啓発事業の推進

地区の特性に応じた建築物の用途、形態などの内容を定める建築協定、景観協定及び地区計画等の制度の活用を推進しています。そのため、勉強会等の開催やまちづくりアドバイザーを派遣し、地域住民等とともに定める内容の案の作成を進め、住民が主体となったまちづくりを図ることとしています。

また、定めた内容について地域住民に周知し、目的や内容を分かりやすく説明した資料を作成・配布したり、出前講座を実施するなど、その啓発にも取り組んでいます。